

(西暦) 2025年 10月 27日 第3版
(西暦) 2023年 4月 1日 第2版
(西暦) 2021年 6月 4日 第1版

横浜市立大学附属市民総合医療センター
総合周産期母子医療センターを受診された患者さんへ

当院では下記の臨床研究を行っています。
本研究の対象者に該当する可能性のある方で、診療情報等を研究目的に利用または提供されることを希望されない場合は、下記の問い合わせ先にお問い合わせ下さい。

研究課題名	神奈川県における新生児死亡の実態調査：新生児死亡登録事業の普及	
当院の研究責任者 (所属・職位)	横浜市立大学附属市民総合医療センター 総合周産期母子医療センター 助教 釦持 孝博	
他の研究機関および 各施設の研究責任者	北里大学病院 神奈川県立こども医療センター 聖マリアンナ医科大学病院 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 東海大学医学部付属病院	新生児集中治療学 教授 中西 秀彦 新生児科 部長 豊島 勝昭 病院教授 北東 功 小児科医長 伊藤 祐順 小児科 教授 内山 温
本研究の概要・背景・目的	これまで、神奈川県内で発生した新生児死亡数に関する報告は、自治体レベルで行われていますが、死亡原因を含む死亡に関連した正しい情報、予防可能な因子を把握することを目的とした全実態調査が行われていませんでした。新生児死亡の実態を調査しその状況を知ることは、新生児医療と新生児死亡率のさらなる改善につながるものと考えられ、新生児死亡登録事業を実施することには大きな意味があります。 本研究の目的は、 1) 神奈川県内の新生児死亡例において死亡診断書に加えて死亡に関連する詳細な情報を収集すること 2) 新生児死亡に関連する神奈川県の周産期医療体制の問題点を抽出すること 3) 多分野連携型前方視的な死因究明制度体制を構築し、神奈川県の公衆衛生および小児医療体制の向上することです。	
調査該当期間	2025年1月1日から2029年12月31日までの情報を調査対象とします。	

対象となる患者さん	上記期間内に、横浜市立大学附属市民総合医療センターNICUに入院された生後28日未満の新生児
研究の方法 (使用する試料等)	利用する情報 2025年1月1日から2029年12月31日までの電子カルテに記載のある以下の診療記録を利用します。 施設の情報 新生児に関する事項（生年月日・出生時間・在胎期間・アプガースコア等） 母親に関する事項（年齢・妊娠分娩歴・妊娠中の異常・妊婦健診の有無等）
試料/情報の 他の研究機関への提供 および提供方法	本研究は、多施設共同研究であり北里大学病院が基幹施設であり、同機関へ上記の情報の提供があります。
利用又は提供を開始 する予定日	2021年8月2日（研究機関の長の許可日から）
個人情報の取り扱い	利用する情報から氏名や住所等の患者さんを直接特定できる個人情報は削除致します。また、研究成果は学会等で発表を予定していますが、その際も患者さんを特定できる個人情報は利用しません。
本研究の資金源 (利益相反)	本研究に関連し開示すべき利益相反関係にある企業等はありません
データの利用に同意されない場合とその申し出の期限	① この研究に関してデータの利用に同意されない場合には下記のお問い合わせ先までご連絡ください。 ② お申し出は2029年12月31日までをお願いいたします。なお、同意されない場合でも診療上の不利益をこうむることはありません。 ③ ただし、研究の進捗状況により、試料・情報の利用に同意しない場合でも対応できない場合も生じます。（匿名化後、論文化後等）
お問い合わせ先	所属：横浜市立大学附属市民総合医療センター総合周産期母子医療センター 職位：助教 担当者：釧持 孝博（ケンモツ タカヒロ） 電 話：045-261-5656

